

競争法フォーラム規約

【総則】

第1条（名称）

本フォーラムの名称は、「競争法フォーラム」とし、英文名を「Japan Competition Law Forum」と称する。略称は、「JCLF」とする。

【目的および活動】

第2条（目的）

本フォーラムは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「下請代金支払遅延防止法」など競争に関する法律（以下、本規約において「競争法」という）に関する会員の専門的知見を高め、競争法に関して活動する国内および海外の団体および執行当局と会員との交流を深め、ならびに競争法に関する政策に関する提言および知見・情報の頒布・普及を目的とする。

第3条（活動）

1. 本フォーラムは、第2条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 毎年における大会の開催
 - (2) 競争法および競争政策の調査・研究
 - (3) 研究会および講演会の開催
 - (4) 競争法および競争政策に関する提言
 - (5) 競争法に関係する国内および海外の団体および執行当局との連絡および交流
 - (6) 上記第(5)号に定める関係者との調査・研究、競争法および競争政策の提言、その他の競争法および競争政策に関する活動についての協力
 - (7) 競争法および競争政策に関係する国際的機関・組織との交流ならびに協力
 - (8) 日本の競争法ならびに競争政策に関する情報の国際的普及および頒布
 - (9) 調査・研究成果の公表および出版
 - (10) その他本条に掲げる活動に関連し、総会または理事会で決定した活動
2. 本フォーラムは、日本弁護士連合会と協力して上記第1項に定める活動を行う。

【会員】

第4条（会員資格）

1. 本フォーラムは、本フォーラムの目的および活動に賛同する弁護士および外国法事務弁護士を個人正会員とし、競争法について調査、研究およびその他関連する活動を主たる目的とする各弁護士会の部会または研究会を団体正会員とする。
2. 理事会は、本条第1項に定める以外の個人または団体で本フォーラムの目的および活動に賛同する者をそれぞれ個人賛助会員、団体賛助会員とすることができる。

第5条（入退会）

1. 本フォーラムの会員となろうとするものは、所定の様式により常務理事会に申し込み、その承認を得るものとする。
2. 会員は、次条第2項又は第13条第2項の理事会決議を受けた場合、退会となる。

第6条（会費）

1. 会費は、個人正会員および個人賛助会員については年1万円とし、団体正会員および団体賛助会員については年2万円とする。
2. 会費を引き続き2年以上滞納したものは、理事会の決議により退会とすることができる。

第7条（会費の納入）

会員は、会費を理事会が別に定める日までに納入しなければならない。但し、理事会は、正当な事由がある場合は、個別の会員について納入期日を延期することを承認する。

【機関】

第8条（機関）

本フォーラムに下記の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会および常務理事会
- (3) 監事
- (4) 事務局

第9条（総会）

1. 本フォーラムの個人正会員および団体正会員を以って、総会を構成する。
2. 総会は、毎年1回、通常総会を開催する。

3. 総会は、下記の事項を決議する。
 - (1) 予算、決算の承認
 - (2) 各事業年度に関する事業計画の承認
 - (3) 理事および監事の選任
 - (4) 本規約の改正
 - (5) 本フォーラムの解散および組織変更
 - (6) その他、総会が定めた事項
 4. 個人賛助会員および団体賛助会員は総会を傍聴することができる。
- 第10条（総会の招集）
1. 会長は、通常総会を招集する。
 2. 会長は、必要があるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 第11条（総会の決議）
1. 総会の決議は、別に定めるほか、総会に出席した個人正会員および団体正会員の過半数を以って行う。
 2. 前項の会員は、他の個人正会員および団体正会員を代理人に選任して議決権を行使することができる。
- 第12条（役員および選任）
1. 本フォーラムに以下の役員を置く。役員は個人正会員から選任されることを原則とするが、総会で特に承認された場合は個人賛助会員から選任することができる。
 - (1) 理事 30名以内（このうち常務理事を10名以内）、うち1名を会長とし、若干名を副会長とする。会長および副会長は、常務理事とする。
 - (2) 監事 3名以内
 2. 理事および監事は、総会において選任する。
 3. 会長、副会長、理事および監事は、その任期を2年とし、再任されることができる。
 4. 補欠の理事および監事の任期は、前任者の残存期間とする。
 5. 会長、副会長および常務理事は、理事会が選任する。
 6. 理事会は、顧問その他の名誉職を定めることができる。
- 第13条（理事会）
1. 理事会は、総会の決議事項以外の本フォーラムの業務執行を決する。
 2. 理事会は、本フォーラムの秩序または信用を害した会員を、その決議により、戒告、2年以内の活動参加停止又は退会とすることができる。
 3. 理事会は、本フォーラムの業務のうち日常業務に関する事項を常務理事会に委任することができる。

4. 会長は、本フォーラムを代表し、本フォーラムの業務を執行する。
5. 会長は、適宜、理事会および常務理事会を招集する。理事は、いつでも理事会の招集を請求することができ、この場合、会長は、理事会を招集しなければならない。
6. 会長に故障がある場合は、予め理事会が定めた順序にしたがい副会長がその職務を代行する。

第14条（理事会の決議）

理事会または常務理事会の決議は、それぞれ理事または常務理事の過半数が出席して、その過半数を以って行う。決議は、書面によっても行うことができる。

第15条（監事）

1. 監事は、会計および理事の職務執行を監督する。
2. 監事は、理事会へ出席することができる。
3. 監事は、通常総会において会計および理事の職務執行について報告しなければならない。

第16条（事務局）

1. 理事会の下に、本フォーラムの事務局を置く。
2. 事務局の構成および構成員は、理事会が定める。
3. 事務局は、理事会の指示により本フォーラムの運営業務を行う。

【その他】

第17条（部会）

理事会は、本フォーラムの活動を担当する部会および各弁護士会における支部を適宜定めることができる。

第18条（事業年度）

本フォーラムの事業年度は、毎年、4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条（本フォーラムの解散、組織変更、本規約の改正）

本フォーラムの解散、組織変更または本規約の改正は、全会員の過半数の出席する総会において、出席会員数の3分の2以上の賛成をもって決する。

附則

本フォーラムの最初の事業年度は、平成17年11月9日から平成18年3月31日までとする。

平成17年11月9日成立

平成19年7月19日改正

令和2年7月10日改正